

いのちと健康

ニュース

No. 109

1996年12月18日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市熱田区沢下町9番3号労働会館本館

3F306号電話・FAX052-883-6966

編集発行責任者 佐々木 昭三

愛労連主催センター協力の労働安全衛生学校

一大いに講演と活動経験に学び、じっくり交流し、楽しかった

11月30日～12月1日にかけて、犬山館で愛労連主催・センター協力で「労働安全衛生学校」が45人の参加で開催されました。

佐々木センター事務局長の司会・進行で、愛労連の伊藤事務局次長（センター事務局次長）が主催者を代表して、愛労連として初めての主催で、愛労連の運動の中に労働安全衛生活動、いのちと健康を守る運動を位置づけ、継続させてゆく決意があいさつとしてされました。

基調講演は、山田信也センター理事長・名大名誉教授で「職場で安全衛生活動を進めるために」と題して、1、労働者のいのちと健康をまもる取り組みが生みだした労基法、労働安全衛生法、2、安全衛生委員会の任務と役割、3、大切な労働者の人間としての主張を柱に、運動の歴史的総括をしながら、今日の労安法の改正の内容と積極的活用の方向、労安活動を通じて労働条件改善や職場環境の快適化の運動の視点を話され、参加者に大きな感動を与え、職場活動の視点を深めることができました。

報告では、愛労連港運部会は「労働と健康・生活に関するアンケート」のまとめ、全国一般愛知アクリル分会は職場の労働安全衛生活動、JMIU川本製作所労組は職場の安全衛生委員会の活動、名水労は労働組合の職場健康づくり一名水労30年の実践、愛高教は労働安全衛生活動のとりくみ、全港湾は病気を理由とした解雇争議のたたかい、愛知いかだは職場の実情と安全衛生、中電労働者は大企業でのいのちと健康を守る活動、運輸一般はトラックデーのとりくみ（文書報告）など豊富な経験が話されました。また、参加者からも講演や報告に関連しての発言が続きました。

夜の夕食交流では、参加者全員が自己紹介と一言スピーチをおこないました。懇親交流会では、名古屋港地域でのいのちと健康を守る運動について、港職労、愛知いかだ、全港湾、由良海運分会、スミケイ運輸分会などの参加者を中心に山田先生を囲み、大いに語り、飲み、交流を深めました。

また、この学校では文化的な内容もいれるということで、愛高教の労安担当でセンターの理事の大野美鈴さんがシャンソンを3曲歌って、とても和やかな雰囲気をつくりだしてくれました。

この学校で学んだことを力に職場に労働安全衛生の活動、いのちと健康を守る運動を広げることと最後にみんなで確認しました。

来年民間で進んだ活動を報告したJMIU川本の労働安全衛生活動を学ぶ職場訪問を準備中です。

健康で人間らしく生き働くことと人生の主人公めざして頑張った
近藤直太さんを偲び語る会

近藤さんと関わりの深い仲間・団体の7名の呼びかけで、11月29日夜、労働会館本館会議室で85名の参加で、センターの理事・監事・事務局をつとめていた『近藤直太さんを偲び語る会』が開かれました。司会の佐々木健康センター事務局長の開会のあいさつの後、呼びかけ人の鈴木明男さん（住友軽金属労働者・健康と家庭を守る会）から、近藤さんとこれまで一緒にたたかってきたこととこうした会合が仲間の協力で開催できたとことの感謝が話されました。

続いて、井料正行さんを中心にした職場の仲間が作成した「スライドとエピソードで綴る近藤直太さんのあゆみ」を「偉大なる芸術家の生涯」（チャイコフスキー作）の室内楽の演奏をバックに上映しました。近藤さんの生い立ちからはじまって、職場での運動、地域や職自連、労問研、健康センターなどの活動、妻弘子さんの出会いと結婚、子育て、家庭生活など彼の人間らしく生きた姿がにじみでた感動的なものでした。

参加者からの発言では、大企業・港地域で近藤さんと共に運動をすすめてきた仲間からの発言は、西野賑郎さん（愛知職自連代表・中電争議団）、土井照雄さん（港地区労事務局長・愛労連副議長）、山中省児さん（全港湾名古屋支部委員長・名港労協議長）、稲生昌三さん（日本共産党港中川地区委員長）、田中久幸さん（日本共産党県議団幹事長）、渡辺三千夫さん（愛知争議団事務局長）から近藤さんの思い出と活動について話されました。愛知労問研からは、大木一訓さん（愛知労働問題研究所所長・日本福祉大学教授）と猿田正機さん（愛知労問研副所長・中京大学教授）から切々と直太さんについて語られました。

近藤さんと共に団体生命保険問題に取り組んでいる水野幹男さん（弁護士・名古屋過労死弁護団代表幹事）からは、彼の意志を受け継いで団体生命保険のあり方を問う裁判でたたかう妻の弘子さんの裁判の意義が話されました。鈴木美穂さん（団体生命保険訴訟原告・名古屋過労死を考える家族の会）も家族の会のささえとして努力してきた直太さんについて語られました。

会場からの発言は、本多さん（毎日新聞労組）、塩川さん（国際人権活動愛知連絡会）と弘子さんのお姉さんからお礼のあいさつがありました。

最後に、近藤弘子さんから参加者にお礼と団体生命保険のとりくみは彼の意志を引き継いですすめる決意が話されました。それから、弘子さんら親族から香典返しを、彼の志を生かすということで健康センターへ寄付されました。センターでは、理事会で協議して「いのちと健康直太基金」として、いのちと健康を守る運動に活用することになり、そのお礼の感謝状を山田信也さん（愛知働くものの健康センター理事長・名古屋大学名誉教授）から弘子さんへ送られました。

閉会のあいさつは山田理事長が、「港の快男児」として、職場や地域、いのちと健康を守る活動で直太さんが学習をし、学んだことを生かすすばらしさを話されました。会終了後、弘子さん、娘さん、お姉さんを囲んで、懇親会を行い、そこでも直太さんを偲んで大いに語り、懇親を深めました。

直太さんが集中してとりくんでいた「団体生命保険」問題の朝日新聞の取材記事を以下転載します。センターも取材協力し、会に記者も参加されました。

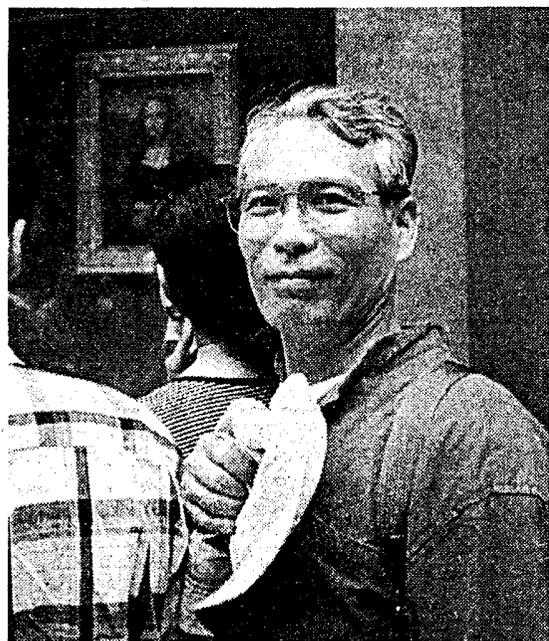
団体定期保険「遺族に請求権認めよ」

朝日 96.11.13.夕刊

運動の先駆者が急死 遺志継ぎ妻が提訴へ

「企業の過労死大りをやめさせたい」と、運動を続けてきた名古屋市熱田区、会社員近藤直太さんが八月末に亡くなった。遺族補償の名目で従業員全員に生命保険をかけたながら、社員の死亡時に企業が保険金の大半を受け取り、一部しか遺族に渡らない「団体定期保険・Aグループ保険」の情報開示を求める運動を始めた直後、四十九歳だった。

「企業の独占許さない」



「運動は動き出したばかり。ここでやめるわけにはいかない」。遺志を受け継いだ妻弘子さん(四九)は、保険会社などを相手取り、会社が近藤さんにかけていた団体定期保険の保険金請求権の確認を求める全国で初めての訴訟を十五日、名古屋地裁に起こす。

近藤さんが亡くなったのジュネーブで国連人権委員会・小委員会メンバーに訴えた後、パリに立ち寄った近藤直太さん(今年8月

熱田区の近藤さん

は、八月二十九日午前七時すぎ。突然の発作に見舞われ、救急車で病院に運ばれた。

だが、間に合わなかった。急性心筋梗こうそくだった。勤めていた大手非鉄金属会社(本社・東京)では、約三十年間、アルミパイプの製造職場にいた。近藤さんに大きな転機が訪れたのは一九九二年。病気で入院したのと、同僚が在職中に死亡するケースが続いたのを機に、「健康と家庭を守る会」を結成し、代表世話人になった。

立ち仕事が多い職場では、短時間でも座れるようにすを置くことから始め、自費でドイツ、スウェーデンを訪ねて勉強、健康で働ける職場づくりをめざした。在職中に死亡した社員の遺族の救済のために、会

社側との交渉にあたったり、労災事故死をなくすために、事故現場を歩いて回ったりした。

団体定期保険に疑問を感じたのは三年前。従業員が知らない間に保険に加入させられ、「従業員が死亡して会社がもうかるような仕組みは納得できない」と、感じた。

自分自身が加入させられた保険の契約内容を知らなかった近藤さんは「会社が保険金を独占するのは、従業員に知らされていないのが原因」として、今年六月、勤務先の会社に保険内容の開示を求める運動を始めた。運動は十数社に広がったという。

勤務先は、要求にこたえ、保険契約の内容の一部を労働組合に伝え、大手生命保険会社は契約時に従業員個人から同意を取りつけないなど、抜本的な改革に乗らなした。近藤さんの死は、その直後だった。

弘子さんは悩んだ末、裁判を起すことを決めた。

生きていれば近藤さんは今月、Aグループ保険について、情報開示と本人の同意を得ずに加入させたのは人格権の侵害にあたるとして提訴を予定していたから。弘子さんは「夫が命をかけて運動を続け、少しずつだが動き出してきた。このままで終わらせたら、合わせる顔がない」と話す。



遺族補償の名目で、会社が従業員全員に生命保険をかける「団体定期保険・Aグループ保険」に加入しながら、死亡時に会社が高額の保険金を独占するのは「従業員の死を媒介に利得を得ることになり不当」として、元住友軽金属工業社員の妻近藤弘子さん(四七)名古屋

団体定期保険

「請求権の確認を」

熱田区の保険会社含め訴え 夫亡くした妻

市熱田区IIが十五日、死亡した夫に保険をかけたいた同社と住友生命保険など保険会社九社を相手取り、保険請求権の確認を求める訴えを名古屋地裁に起こした。保険金支払い前に保険会社も被告に加え、保険金はだれに支払われるべきかの確認を求める訴訟は初め

て。(25面に関係記事)

訴えによると、弘子さんの夫、直太さんは、八月二十九日午前七時すぎ、自宅で心筋こうそくのため、四十九歳で亡くなった。住友軽金属工業は、弘子さんに対して、退職金千三百六十六万円余と葬祭料六十七万円余を払った。

同社は保険会社九社と、直太さんを被保険者として、死亡の際、合計約六千七百万円が支払われる団体定期保険に加入。全従業員記者会見する原告の近藤弘子さん15日午後3時すぎ、名古屋市中区の名古屋弁護士会館で

を対象に保険料を負担するAグループ保険で、同社が死亡時の保険金の受取人になっている。

原告側は、団体定期保険は死亡した従業員の遺族の生活補償が目的にもかかわらず、直太さんの遺族に支払われた金額を大幅に上回る死亡保険金を会社側が受け取ることを認めれば、「従業員の死亡を媒介として会社が不当な利得を得ることになり、保険の趣旨・目的に反する」と主張。さらに、同社は保険契約の際、直太さんに保険金額、目的、受取人などを知らせず、同意も得てないことから、「会社を受取人とした指定は無効」とし、約款に基づいて「受取人は配偶者」としている。

提訴後の記者会見で近藤さんは「一人の命に勝手に保険をかけるなんて許せない。おかしいことはおかしいと認めさせたい」と話した。

住友生命広報室の話 訴状を受け取っておらず、コメントのしようがない。

志協を、彼の協力を得て、大健を、第2回「健康センター」で運動を企画した。山田理事は、健康センターで運動を企画した。山田理事は、健康センターで運動を企画した。山田理事は、健康センターで運動を企画した。

団体定期保険

情報開示を6割拒否

社員らが25社調査 金額回答5社のみ

「団体定期保険・Aグループ保険」について、住友軽金属工業の元社員、故近藤直太さんらの呼びかけで被保険者、遺族の立場から

団体定期保険・Aグループ保険

従業員が死亡した際の遺族補償などに充てるため、企業が全従業員を被保険者に生命保険会社と一括契約するかけ捨て保険。保険料は一般の個人保険よりも安く、被保険者が死亡する

会社側に情報開示を求めている運動で、質問状を送った企業のうち六割以上が回答を拒否していることが、分かった。保険金額を明らか

と、保険金は会社に支払われる。保険料を従業員が自己負担する任意加入の「Bグループ保険」もある。財団法人・労務行政研究所が一九九三年に上場、主要非上場二千五百十社を対象にした調査では、四社に三社がAグループ保険に加入している。

かした企業は五社に一つで、被保険者に対してすら情報開示に消極的な企業側の姿勢が鮮明になった。運動には、大手企業の在籍社員や在職中に死亡した社員の遺族が参加。今年七月、デパート、自動車会社、電力会社、私鉄など愛知県や東京都内の二十五社に対して、自分や家族にかけられた保険について▽保険契約の有無▽保険会社名▽保険金額▽契約に必要な同意をどのようにとったの

か—などを問う質問書を送った。このうち回答を拒否、または十五日現在回答のない企業は十六社。九社から回答はあったものの、そのうち保険金額を回答したのは五社で、残りは「契約はあるが、金額、同意方法は答えられない」「電力会社」、「保険金額に問題はない」「化学会社」といった内容だった。金額を公表しただけ社も、複数の保険会社との契約総額を回答しただけ

で、契約内容を詳細に明らかにした企業はほとんどなく、再三の要求でようやく回答したケースもあった。保険会社は契約の際、従業員の同意を求めているが、実態は同意なしに契約されているのが一般的。自分が被保険者になっていることすら知らない従業員も多く、訴訟などになって初めて会社が多額の保険に加入し、保険金を独占していたことが明らかになったケースもあった。

団体定期保険に詳しい水野幹男弁護士は「被保険者が契約内容を知らないことが、会社に不当な利得を得る余地を与えることになる。会社側が公表できないのは後ろめたいことがあるからとしか思えない」と話している。

団体生命保険を考える会は、大企業の労働者、過労死家族の会を中心に、企業に対して、情報開示を求めて運動しています。しかし、次ページのように大半の企業は、情報開示を拒否をしています。会では、今後もさらに企業と労働組合に対して情報開示の要求を強めていきます。

団体定期保険回答状況一覧表

No	問 合 会 社 名	質 問 者	回 答 状 況
1	住友軽金属工業(株)	在籍社員	組合に問い合わせるようという回答、再質問
2	大同特殊鋼(株) 明治生命保険相互会社 日本生命保険相互会社 第一生命保険相互会社 住友生命保険相互会社	在籍社員	同意の方法についてのみ回答、その余は拒否 会社に問い合わせるようという事で拒否 会社に問い合わせるようという事で拒否 会社に問い合わせるようという事で拒否 会社に問い合わせるようという事で拒否
3	愛知機械工業(株)	在籍社員	回答拒否
4	(株)日立製作所	在籍社員	口頭回答 (保険金額問題ない)
5	中部電力(株)	在籍社員	口頭回答 (契約あり、金額と同意方法は回答できない)
6	石川島播磨重工業(株)	在籍社員	回答なし
7	ブラザー陸運(株)	在籍社員	回答あり (契約ない)
8	トヨタ自動車(株)	遺 族	回答なし
9	(株)松坂屋	遺 族	回答なし
10	名古屋鉄道(株)	遺 族	回答拒否
11	三菱自動車工業(株)	在籍社員	回答なし
12	愛知時計電機(株)	在籍社員	回答拒否
13	ナトコペイント(株)	在籍社員	回答なし
14	(株)美濃かしわ	遺 族	回答あり (契約ない)
15	住友化学工業(株)	遺 族	回答あり (保険金額問題ない)
16	スミケイ運輸(株)	在籍社員	口頭回答 (同意とっていない、保険金額問題あり)
17	三菱重工業(株)	在籍社員	回答なし
18	三菱電機(株)	在籍社員	回答なし
19	三菱マテリアル(株)	遺 族	回答なし
20	中部日本放送(株)	遺 族	回答あり (保険金額問題ない)
21	アイシン精機(株)	在籍社員	回答なし
22	(株)豊田自動織機製作所	在籍社員	回答なし
23	豊田工機(株)	在籍社員	回答なし
24	日本電装(株)	在籍社員	回答なし
25	トヨタ自動車(株)	在籍社員	回答なし
26	トヨタ車体(株)	在籍社員	回答なし
27			
28			
29			
30			

森下過労死裁判画期的勝利判決

—不当にも労働省・岐阜基準局・関労働基準監督署控訴

みなさんのご支援・ご協力でたかかってきた森下過労死裁判は、森下さん、弁護団、岐阜労連をはじめとする裁判傍聴、署名(400団体、11,000名)などの支援で攻勢的な裁判闘争を展開し、11月14日(木)に画期的な勝利判決を勝ちとりました。

しかし、不当にも労働省・岐阜基準局・関労働基準監督署は控訴をして、名古屋高等裁判所での裁判闘争となりました。今後、裁判傍聴、署名などのご支援ご協力をお願いします。

(5) 8版 【労働・大衆運動】 1996年11月15日(金曜日) 赤旗

発症前7カ月間の勤務状況考慮

過労死裁判で勝利判決

岐阜地裁

岐阜県内では初の過労死事件判決が十四日、岐阜地裁谷口伸夫裁判長であり、原告側の主張を認め、遺族補償年金給付などを支給しないとした労働基準監督署の処分を取り消すとの判決が下されました。

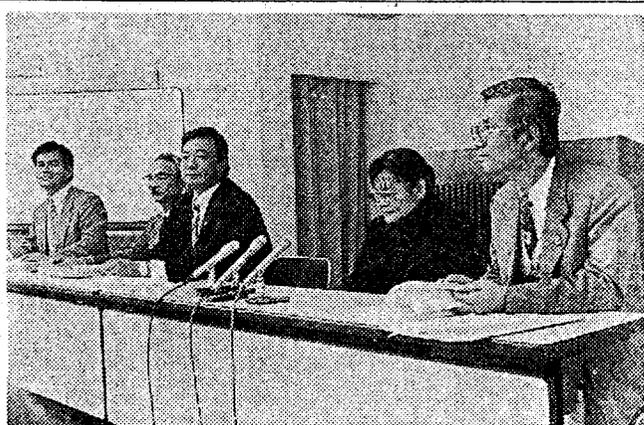
判決は、被災者の発症前七カ月間の勤務状況について「一年間に換算すると約四千二百時間」「日曜、祭日も含めて年間をとおして毎日十二時間近くもの時間」を拘束され、実労働時間も年間に換算すると「約三千六百七十七時間」となり、日本の労働者の平均の約一・七四倍働いていたと指摘。しかも二十時間三十九分の徹夜の連続勤務と三時間十七分の休息時間をおいた後の十四時間四十四分の長時間労働もある」と認定しました。

また被災者の脳動脈瘤(うづ)破裂と業務との因果関係の有無を判断するには、「発症の前日及び一週間前以内」に「破裂させるような負荷を業務により受けたか否かでなく、それ以前の業務により受けたストレスないし疲労の蓄積を考慮する必要がある」とし、脳動脈瘤破裂と業務との因果関係を認めています。

重視した判決

弁護士が会見

判決をうけたあとの記者会見で市川博久、水野幹男、佐久間信司の各弁護士は、「八カ月からの労働条件を判断としてとりいれ、かなりの長時間労働、疲労の蓄積を認定し、ストレスを重視している」「疲労の蓄積が長期の休養をとらないと解消できないということや、動脈瘤の形成や破裂にいたる経過のなかでストレスを要因としているなど、実態的にもあった判決」と評価しました。



判決をうけ記者会見する原告の女性と弁護団ら
—14日、岐阜市

海外出張中の過労死認定

4カ月前に
さかのぼり 疲労の蓄積認める

名古屋高裁

名古屋高等裁判所(民事第一
部、水野祐一裁判長)は二
十六日、海外出張中(過労死
した会社役員への労災補償を
認め、高血圧の持病が原因だ
とした名古屋南労働基準監督
署の控訴を棄却しました。

業務負担を検討。出張が日常
的だったとはいえ「肉体的、
精神的に負担」だったとし、
この負担が南朝鮮出張が近づ
くにつれ増加していったと指
摘。南朝鮮出張前の二週間に
二日の休日があったが、通常
業務と初めての泊まり出張の
準備が重なり「相当高度に疲
れが蓄積していた」と認定。
これに現地の取引先の都合が
優先する「拘束性の強い」出
張に伴う精神的負担と冬の寒

死亡したのは電気設備会社
の取締役開発部長でエンジン
アだった安保喜和さん(当時
六十三歳)です。一九八三年
二月に南朝鮮に出張。取引先
で同社の機械製品を稼働させ

るための立ち会い、新たな市
場開拓が目的で、四日目の夕
食会中に脳出血で倒れまし
た。
労基署は労災と認めず、妻
の東子(はるこ)さん(モミガ
)が提訴。一審の名古屋地裁で
遺族側が勝訴。労働省側が控
訴していました。

判決は、死亡四カ月前の八
年十月にさかのぼって、国
内出張のなかった安保さんの

さによるストレスが加わり、
脳出血を発症させた結論づ
けています。
判決で勝った瞬間、東子さ
んの目からは涙があふれ、弁
護士、支援の労働者らと握手。
「私自身病気で倒れ、裁判を
途中で取り下げようと思った
が、たまたまきてきて本当によ
かった」と喜びを語りました。
判決後、愛知労働基準局を
訪ね、最高裁に上告しないよ
う申し入れました。

96.12.10. 海外出張中の過労死訴訟 労働省側が上告断念

愛知労働基準局は九日、南
朝鮮に出張中の会社役員(過
労死を労災と認定した名古屋
高裁の判決(十一月二十六日)
について最高裁への上告を断
念することを遺族側に明らか
にしました。遺族補償年金の

支給を認めなかった労働基準
監督署の決定を取り消す判決
として確定しました。
訴えていたのは安保東子
(はるこ)さん(モミガ)さん。電気設
備会社の取締役開発部長でシ
ステムエンジニアだった夫の

喜和さんが八三年二月、出張
先で夕食会中に脳出血で倒れ
ました。当時六十三歳。国内
出張が重なり、取引先の機械
設備を稼働させ、新たな商品
市場の開拓のため南朝鮮に出
張していたものです。

裁判では一審、二審とも勝
訴。高裁判決は、死亡四カ月
前にさかのぼって肉体的精神
的負担を認め、「高度に疲労
が蓄積していた」うえに、出
張と寒さによる精神的ストレ
スが重なって過労死したとし
ました。担当した水野幹男弁
護士は、「海外への出張者が
多いなかで、疲労の蓄積とス
トレスの負担を認めた判決を
労働省が受け入れた意義は大
きい」とのべています。

家族の会裁判予定 (傍聴で支援をお願いします)

名古屋地裁	11階	10時15分	法廷(052)203-1611
12月20日(木)	10時	15分	松井
25日(水)	13時	10分	新井(名高裁)
1月20日(月)	13時	30分	近藤弘子(団体生命保険)
21日(火)	13時	15分	柏木(名高裁)
2月12日(水)	11時		鈴木美穂(行政)
3月3日(月)	10時	30分	遠藤
5日(水)	10時	30分	鈴木美穂(損賠)
10日(月)	13時	10分	木下(判決)

愛労連港運部会「労働と健康・生活 に関するアンケート」まとまる

センターも協力して、すすめてきた愛労連港運部会「労働と健康・生活に関するアンケート」がまとまりました。これは、愛労連港運部会の活動として力をいれてきたもので2,000人を超える調査となりました。

ここでは、まとめの概要の本文部分だけ掲載します。参照表は割愛してあります。名港労協は、全港湾と検数労連です。

参照表やまとめの全文と資料の問い合わせは愛労連港運部会（052-871-5433）へご連絡下さい。

愛労連交通運輸部会「労働と健康・生活に関するアンケート」のまとめ

(概要)

1996年11月

アンケート調査の企画と実施：愛知県労働組合総連合・交通運輸部会
(運輸一般、愛自交、全動労、名港労協)

調査結果の整理と入力：愛自交労組

調査結果の分析とまとめ：愛知働くもののいのちと健康をまもるセンター

「労働と健康・生活に関するアンケート調査」結果報告

1. 調査の目的

- ・ 1997年4月1日から週40時間労働法制が施行されます。
- ・ 24時間型社会に対応する交通運輸労働者は、法的な規制がゆるい残業時間規制のなかで、野放し的な長時間労働に従事させられています。
- ・ 変則、交替制勤務を含む長時間労働が、生活や健康にどんな影響を及ぼしているか現業従業員を中心に調査しました。
- ・ 国民や国民財産の安全、確実な輸送の確保が使命とされる運輸業界で、労働者の健康安全について、改善方向をさぐるため根拠となる資料作りをめざしました。
- ・ 調査、分析にあたっては、山田信也先生の全面的な協力を得て、行いました。

2. 調査の方法

① 予備調査の実施

- ・ 本調査実施に向けて、愛労連交通運輸部会参加組合（タクシー協議会、運輸一般、全動労、全港湾、検数労連）の5組合で、職場・人員を限定し、150名を対象に64項目の調査を95年秋に実施した。（回収130名）
- ・ 予備調査での結果の特徴
 - ☆交替制勤務者では、分眠（睡眠を別けて取ること）が多く、疲労の回復度はあまり良くない。
 - ☆胃腸病、高血圧、腰痛の有病者が比較的多い。
 - ☆精神的ストレスを訴える人が多い。
 - ★拘束時間＝勤務時間に対する記入が難しい。

② 本調査の実施

- ・ 予備調査の結果を受けて、アンケート項目を改善し、約半分の35項目に絞った。
- ・ 96年2～3月に、未組織労働者や未加盟組合も視野に入れ、5000名を目標に本調査を実施した。
- ・ 本調査では、名港労協も調査することになった。しかし、各組合へのアンケート配付枚数と集約数は次の通りとなった。

	愛自交	運輸一般	全動労	名港労協	総計
配付枚数	1000	1500	500	1000	4000
回収数	582	783	260	546	2171

- ・ 目標よりも少なかったものの、2000名を超える交通運輸労働者の協力を得られ

た。

- ・予備調査でも見られたように、勤務形態（拘束状況）の未記入者が1割以上見られ（トラック10%、タクシー12%、鉄道15%、港湾10%）交通労働者の労働の不規則性が、あらためて浮き彫りにされた。
- ・今回調査した交通労働者の平均年齢は、各業種ごとにおおよそ次の通りであった。
 - タクシー（52才）
 - 鉄道（45才）
 - 港湾関係（43才）
 - トラック（41才）

3. 集約結果の主な特徴

① 拘束時間の長さ 表1 参照

- ・1勤務あたりの拘束時間は、鉄道>タクシー>トラック>事務・港湾関係の順になり、物流より旅客輸送の方が長時間拘束といえる。また、交替制や変則性も多く見受けられる。ただし、月間総拘束時間は今回の調査対象外となった。
- ・交替、変則勤務者は、生活リズムを作るのに経験を要し、高年齢になるほど生活時間帯を自分なりに調整していることがうかがわれる。また、健康に対する意識や注意の払い方は高齢者ほど高い。
- ・今回の調査でトラック関係では、域内輸送（都市内、経済圏内）従事者が多く、幹線輸送（都市間輸送＝長距離輸送）従事者の集約が少なかったため、一般的に問題にされる長時間労働の比率は少なくなってしまう。（拘束11時間以上の比率は3割にとどまった）

② 体の疲労と神経疲労の訴え 表2 参照

- ・体の疲れや神経疲労を「とても疲れる」と訴えるのは、ともに鉄道関係・タクシー関係の順になり、他組合の倍の率となっている。「やや疲れる」も含めた回答は、全動労と名港労協との差は、90%：70%とかなりの開きが見られる。
- ・拘束時間帯で比較をすれば、長時間になるほど疲労の度合いが強くなることがさらに比較することができ、（表2'）11時間を超える拘束時間帯は、その違いが著しい。
- ・ただし、17時間以上の体の疲れ「やや疲れる」比率は、それ以前より若干低い数値を示す。これは、仮眠が入る影響かと推測される。
- ・長時間労働が疲労に影響を及ぼす影響は、2つの要因が考えられる。

(1) 睡眠時間との関連 表3

*分眠の比率が高くなる *自宅睡眠の回数が減る *夜の睡眠時間帯が減る
鉄道では、特異な環境があるが、トラックではこの傾向が顕著に表れる。

(2) 食事との関連

表3'

*不規則性が増す

*家族との夕食を過ごす回数が減る

③ 病気との関連性 表4

・病気との関連性を明確にするため、次のように振り分けた。

成人病＝高血圧、心臓病、糖尿病、肝臓病 の4種類とした。

持病＝成人病4種類と胃腸病、腰痛を加えた6種類とした。

・有病者実数は、表の通りだが、絶対数の関係で9時間未満帯の総数は多いが、労組がしっかりしている関係上、長時間労働から短時間労働への配置転換も行われていることも考えられる。

・有病率は、労働時間が長くなれば確実にその割合は増えている。

*成人病有病率 22.4% ⇨ 32.1% *持病有病率 37.6% ⇨ 52.1%

・組合別の有病率は、

タクシー	(成人病) 34%	(持病) 53%
港湾関係	30%	41%
鉄道関係	25%	39%
トラック	20%	43%

・成人病を3種類併用して保有している人の46%が、11時間以上の長時間労働に従事している。その中でも、交替勤務などを含めた17時間以上の長時間労働勤務者は、成人病の無い人から2種類保有している人のそれと比べ高い比率で従事していることが分かる。これは、明らかに長時間労働が成人病の保有率(高血圧>糖尿>肝臓の順かと考えられる)に影響を及ぼしているとしてとれる。

・過労死予備軍は、確実に長時間労働(交替・変則勤務を含む)従事者に存在していると言えます。

④ 健康への意識 表5

・長時間労働が健康に影響を及ぼすと考えている割合は、鉄道関係が9割に近い人が労働時間をあげており、他業種の6割前後に比べ突出している。

・拘束時間帯別にみれば、13時間を超える従事者から急激に意識の変化を示している。そして、17時間以上では「体質のほうが影響あり」と答えているのは僅か4%弱になり、他の拘束時間帯勤務者との著しい意識の違いを見せている。

・体調不調と思ったときの取った態度では、業種別の違いがハッキリ表れている。休むのはタクシーであり、鉄道関係は無理して出勤の傾向が強い。中間にトラックが位置している。

4. これからの運動へ

・病気を持っている人が、長時間労働に従事していることが交通運輸産業の特徴であり、この改善を職場闘争や安全衛生委員会で取り上げることが重要です。